

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です
《2024. 10 月号》



発行 : 〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16
ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード (問い合わせ先右端の【】内) を押してください。

ハローワーク秋田の
各種情報はこちら！



令和6年10月1日(火)から

秋田県の最低賃金が変わります。



秋田県 最低賃金

令和6年
10月1日から
時間額

951円

前年比
54円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

変更前 9月30日(月)まで

時間額 897円



変更後 10月1日(火)から

時間額 951円

※秋田県内すべての
労働者に適用されます!
※日給・月給等の場合は
時間額に換算!

○日給額 ÷ 1日の所定労働時間
≥ 951円

○月給額 ÷ 1ヶ月の平均所定労働時間
≥ 951円

次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
- (3) 1カ月をこえる期間ごとに支払われる賃金 (賞与など)
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト



最低賃金に関する
お問い合わせは
秋田労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



秋田労働局



賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ



中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

【問い合わせ先】 秋田労働局賃金室 (018-883-4266) または
秋田労働基準監督署 (018-865-3671) まで

設備投資と賃上げをお考えの事業主の皆さま！

令和6年度「業務改善助成金」

ご確認ください！ ☑

対象になる事業場

- ☐ 中小企業・小規模事業者であること
- ☐ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
⇒秋田県の場合は
①897円以上947円以下
(R6.9.30までの申請)
②951円以上1,001円以下
(R6.10.1以降の申請)
- ☐ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給要件

- ☐ 賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- ☐ 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ☐ 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

概要

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

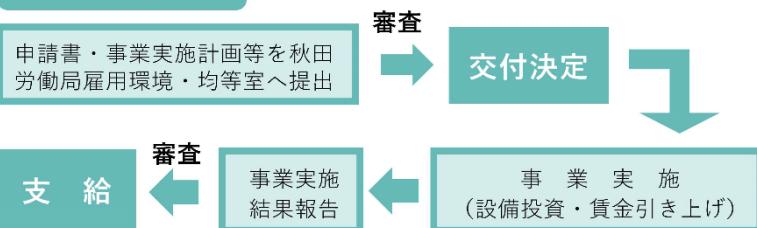
*** 同一事業場の申請は年1回まで**

【設備投資等】機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど

物価高騰等要件※1に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。

パソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車、貨物自動車等も助成対象として認められます。

手続の流れ



留意事項

申請期限：
令和6年12月27日（必着）

事業完了期限：
令和7年1月31日

令和5年度からの主な変更点

- ・特例事業者に関する要件のうち、**生産量要件が終了**しました。
- ・賃金引き上げ後の申請は、令和6年1月31日までの申請をもって**終了**しました。

賃金を引き上げる労働者数・助成上限額

区 分	（下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象）				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上※3
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

（ ）内は生産性要件※2を満たした事業場の場合

申請様式等、詳しくはこちら



※1 物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月における売上高総利益率または売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者をいいます。

※2 生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、「生産性要件を満たした場合」とは、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合をいいます。

※3 10人以上の上限区分は、特例事業者（①賃金要件：申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者または②物価高騰等要件※1に当てはまる場合）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

次のページに続く ➡

秋田県内での活用事例

【製造業】給与ソフト及びPCの導入

導入前	給与計算を手集計し作業を行っていた
導入後	➤給与計算が大幅に短縮された ➤新規パソコン導入により給与ソフト専用として運用ができた

【医療・福祉業】セルフ精算レジの導入

導入前	会計担当者による会計処理を行っていた
導入後	➤診療者自身の自動精算処理となり、会計業務が大幅に短縮された ➤診療終了後の診療費精算業務が大幅に簡素化された

【製造業】2種類の特殊ミシンの導入

導入前	特殊加工に時間を費やしていた
導入後	➤二つの工程が同時に行え、作業時間の大幅な削減ができた ➤微妙な加減処理が自動で縫い付けられるようになり作業時間が大幅に削減された

【製造業】複合ボーリングマシンの導入

導入前	熟練の職人が行っていた
導入後	➤建具のくりぬき、家具製作のダボ穴掘りが全自動化され、作業期間が大幅に削減された ➤若手社員でも行えるようになった

【建設業】ポータブル電源及び空調服ベストの導入

導入前	電源確保・高温作業場での連続作業が困難だった
導入後	➤電源引き込み作業時間が短縮された ➤空調服ベスト着用により高温室内作業時でも連続作業ができるようになった

【宿泊業】スチームコンベクションオーブンの導入

導入前	調理担当者のみで手作業となっていた
導入後	➤調理工程の集約により料理の提供時間が大幅に短縮された ➤誰でも安定した調理ができ、時間短縮と作業負担が改善された

【宿泊業】大型除雪機の導入

導入前	豪雪地域にて手作業で除雪を行っていた
導入後	➤積雪による手作業の除雪が大型除雪機の導入により大幅な時間と労働力の削減となった ➤除雪機の導入により、食品加工等の他の業務の時間を増やすことができた

【飲食サービス業】食器洗浄機の導入

導入前	食器洗浄を手作業で行っていた
導入後	➤食器洗浄機により手作業の洗浄作業が削減された ➤食器洗浄機の導入により、ホール等の他の業務時間を増やすことができた

【運送業】温水高圧洗車機の導入

導入前	手作業で洗車していた
導入後	➤手作業で行っていた業務用トラック、ワンボックスカー等の洗車時間を大幅に削減することができた

【情報通信業】配達専用軽ワゴン車の導入

導入前	営業車の未使用時間に集配達を行っていた
導入後	➤専用車があることで、迅速な対応ができるようになった ➤1回の集荷量・配送量も増加し、労働時間の短縮につながった

<お問い合わせ先>
業務改善助成金
コールセンター
☎0120-366-440

<申請先>
秋田労働局雇用環境・均等室
秋田市山王7-1-3秋田合同庁舎4階
☎018-862-6684

<賃金引き上げに向けた無料相談窓口>
秋田働き方改革推進支援センター
秋田市大町3-2-44 大町ビル3階
☎0120-695-783

ハローワークの『ミニ会社説明会』に参加してみませんか

【開催日】 原則、火曜日・木曜日

【時 間】 会社PRタイム→ 9時30分～10時00分

※1社あたり5～10分程度の会社説明をセミナー形式で行っていただきます。

個 別 面 談→ 10時00分～11時00分

※面談を希望される方と個別ブースでの面談を行っていただきます。

【参加事業所数】 1回3社まで（1社1回まで/月）

【参加申込】 申込時期→開催月の前々月11日から前月10日まで

申込方法→Eメール（hw05010syoun2@mhlw.go.jp）又は電話

※Eメールでお申し込みの際は、参加申込書を添付してください。

参加申込書は、秋田労働局ホームページ内・ハローワーク秋田のページから

様式（Excel版）のダウンロードが可能です。

参加事業所
募集中！

お問い合わせ先

ハローワーク秋田

紹介第二部門

【41#】



ハローワーク秋田 雇用の動き（令和6年8月）

概況（全数）

○有効求人倍率は、1.35倍と前年同月比で0.05ポイント低下。

1 求人の動向

○新規求人数は、2,582人と前年同月比で1.8%減少。

・公務、その他、金融業、保険業、情報通信業等は増加、卸売業、小売業、建設業、医療、福祉は減少。

○有効求人数は、7,603人と前年同月比で4.0%減少。

2 求職者の動向

○新規求職者数は、1,105人と前年同月比で10.3%減少。

・フルタイム求職者が6.1%減少、パート求職者も18.1%減少。

・事業主都合離職者（常用）が2か月ぶりに減少。

○有効求職者数は、5,647人と前年同月比で0.1%減少。

【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率 (%)	増減数 (人)
D 建設業	171	▲ 17.4	▲ 36
E 製造業	154	10.0	14
G 情報通信業	39	30.0	9
H 運輸業、郵便業	132	0.0	0
I 卸売業、小売業	421	▲ 22.8	▲ 124
J 金融業、保険業	26	44.4	8
M 宿泊業、飲食サービス業	220	4.3	9
P 医療、福祉	535	▲ 4.6	▲ 26
R サービス業（他に分類されないもの）	505	12.7	57
S・T 公務、その他	58	52.6	20
全産業合計	2582	▲ 1.8	▲ 46

■有効求人倍率（全数）の推移

